

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 グルメシティ静岡城北店
- (2) 届出日 平成21年2月9日
- (3) 届出内容 法第6条第2項に基づく変更届
 (駐車場の位置変更、駐輪場の位置及び収容台数の変更、駐車場の自動車の出入口の数及び位置)

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の位置及び構造、駐輪場の確保等、経路の設定等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

※市意見の対象となるものは変更事項に関するもののみである。